

# 令和5年度静岡市職員（福祉（病院））採用選考案内

## ＜民間企業等職務経験者（福祉（病院））＞

### 1 選考職種・受験資格・募集人員・職務概要

| 選考<br>職種 | 受 験 資 格                                                                                                                                                                                                                                                     | 採用予定<br>人員 | 職務概要                                    |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-----------------------------------------|
| 福祉       | <p>昭和38年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれにも該当する人</p> <p>(1) 社会福祉主事の任用資格を有する人</p> <p>(2) 民間企業等における職務経験（職務概要に関連したものに限る。）を有する人で基準日から直近10年中、同一事業所における継続勤務年数5年以上の人、又は基準日から直近10年中、一つの事業所につき2年以上継続して勤務し、これらの経験を通算で7年以上の人</p> <p style="text-align: center;">（基準日：令和5年12月18日）</p> | 5人程度       | 退院支援業務、患者及びその家族への相談支援、介護保険及び社会保障等に関する業務 |

ただし、次の（1）及び（2）の要件を満たす人でなければ採用されません。

- (1) 次のいずれかに該当する人
  - (ア) 日本国籍を有する人
  - (イ) 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
  - (ウ) 日本国と平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者
- (2) 次のいずれにも該当しない人（地方公務員法第16条）
  - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (イ) 静岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
  - (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※採用予定人数は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。

※「社会福祉主事」とは、社会福祉法第19条に基づく資格で、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- (1) 大学等において、厚生労働大臣の指定する社会福祉主事任用資格選択必修科目のうち、いずれか3科目以上の単位を取得して卒業した者
- (2) 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- (3) 社会福祉士
- (4) 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従業者試験に合格した者
- (5) ア～エに掲げる者と同等以上の能力を有する者として厚生労働省令で定める者（精神保健福祉士等）

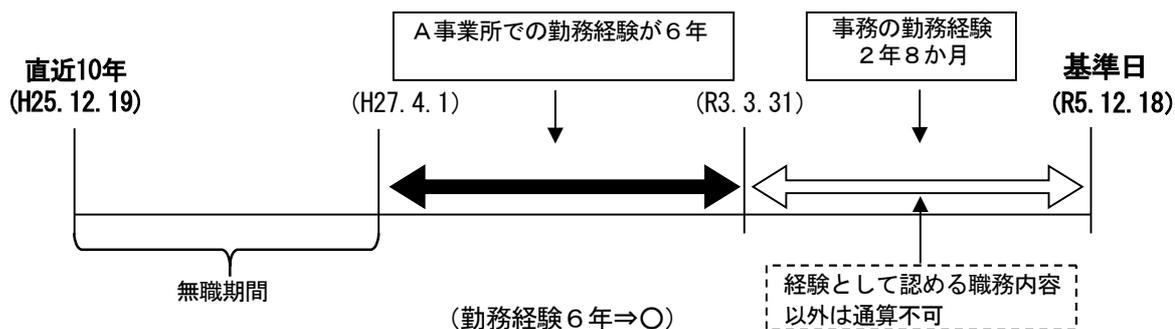
※「職務経験」について

- ・「民間企業等における職務経験」の期間に通算することができるのは、職務概要に関連した職務経験に限ります。
- ・選考申込書の職務経歴欄には、受験資格に該当することが分かるよう、職務内容を具体的に記載してください。
- ・受験資格として必要な職務経験を満たしていない場合は、受験申込書を受理しません。
- ・「民間企業等における職務経験」には、会社員、自営業及び公務員としての経験が該当します。
- ・「職務経験」には、正社員でなくても、週当たりの勤務時間が35時間以上あるなど、勤務形態が同程度であれば職務経験に含まれます。

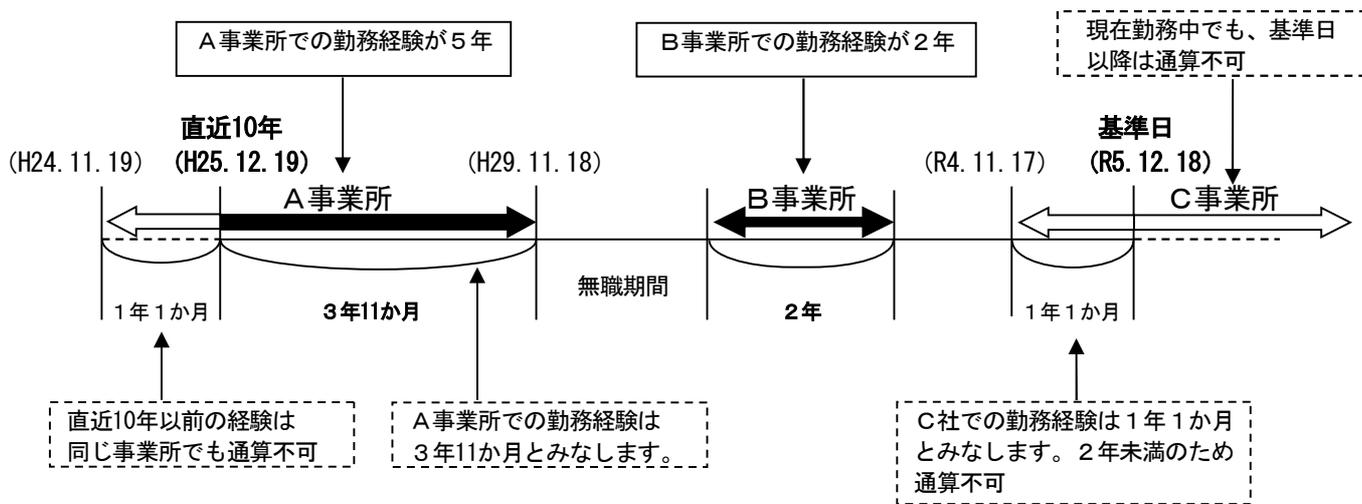
- ・同時に複数の事業に従事していた場合は、いずれか一方の勤務期間のみを通算します。
- ・育児休業、その他休職等で休んでいた期間は通算しません。
- ・本市職員は、受験できません（会計年度任用職員、臨時的任用職員を除く。）。
- ・最終合格決定後、職務経験確認のため、職歴証明書を提出していただきます。必要な職務経験の確認ができなかった場合、採用されません。

### 職務経験年数計算の例

#### ○ケース1（同一事業所で5年以上勤務経験があり、経験年数を満たしている場合）



#### ○ケース2（経験年数を満たしていない場合）



(A事業所 3年11か月、B事業所 2年のため通算期間 5年11か月 (通算期間 7年未満) ⇒ ×)

## 2 申込受付期間及び提出書類

|        |                                                                                                                                                                                             |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申込受付期間 | 令和5年12月19日（火）から令和6年1月17日（水）まで<br>午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日は除きます。）<br>※郵送で申込みの場合は、令和6年1月17日（水）必着<br>（消印有効ではありません。）                                                                             |
| 提出書類   | ① 採用選考受験申込書（別添）<br>② 返信用封筒（長形3号 23.5cm×12cm） 2通<br>94円切手を貼り、受験者本人に届くように郵便番号、住所及び氏名を明記してください。<br>※この封筒は、受験票及び選考結果の送付に使用しますので、申込書提出の際の郵送用には使用しないでください。<br>③ 社会福祉主事の任用資格を有することを証明する書類（有資格者のみ。） |

(注) 1. 採用選考受験申込書は必ず本人が記入してください。

2. 書類の提出は、清水病院 病院総務課宛てに郵送又は直接提出してください。

※12月29日（金）～1月3日（水）の間は郵送のみ受付可能。

3. 採用選考受験申込書等に含まれる受験者の個人情報については、採用選考以外の目的には一切使用しません。また、提出された書類は返却いたしません。

## 3 受験票の発送

令和6年1月22日（月）までに発送する予定です。

※令和6年1月25日（木）までに受験票が到着しない場合は、清水病院 病院総務課までお問い合わせください。

## 4 選考の実施

### (1) 選考科目

| 科 目  | 内 容                               |
|------|-----------------------------------|
| 専門試験 | 社会福祉概論（社会保障含む）、保健医療等について          |
| 小論文  | 課題に対する理解力・思考力・文章構成力・表現力等についての筆記試験 |
| 面接   | 職務経験、人物、識見等についての個別面接試験            |

### (2) 選考日

令和6年1月27日（土）

- ① 集 合 午前 9時00分
- ② 専門試験 午前 9時10分から午前10時00分まで（50分）
- ③ 小論文 午前10時10分から午前11時00分まで（50分）
- ④ 面接 午前11時15分から

※詳細な時間は受験票に記載いたします。

### (3) 会 場

静岡市立清水病院 新館3階 会議室（選考会場案内参照）

※選考会場等が変更になる場合は、受験票返送時に指定します。

### (4) 合格発表

令和6年2月20日（火）までに可否にかかわらず通知を発送します。

## 5 勤務場所

静岡市清水区宮加三1231番地 静岡市立清水病院

※敷地内禁煙です。

## 6 採用時期

合格者の採用時期は、令和6年4月1日以降、順次採用する予定です。

また、合格者の他に補欠合格者を決定して欠員の状況により繰上合格とする場合があります。

これに該当することとなった場合には、令和6年3月31日までに通知します。

## 7 給与及び手当等

令和5年4月1日現在の初任給（地域手当を含む。）

|    | 採用時年齢 | 職務経験年数 | 福祉（病院）   |
|----|-------|--------|----------|
| 例1 | 30歳   | 8年     | 260,230円 |
| 例2 | 35歳   | 13年    | 286,094円 |
| 例3 | 40歳   | 18年    | 329,766円 |

上記の他に、6月及び12月に年間合計で基本給等の4.40か月分（採用1年目については異なる場合があります）の期末・勤勉手当が支給されます。採用される時期により賞与の支給回数が異なる場合があります。

（注）①初任給や職位は、学歴や職歴等に応じ、一定の基準に基づいて決定されます。

②条例、規則の改正等により金額等が変更になる場合があります。

③この他に、諸手当（通勤、住居、扶養手当等）をそれぞれ支給要件に応じて支給します。採用されるまでに給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

## 8 日本国籍を有しない人の職員としての任用について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とするという公務員に関する基本原則に基づき、日本国籍を有しない人は、公権力の行使を伴わず、かつ公の意思形成に参画しない職に任用されます。

（1）「公権力の行使」とは

住民の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など、住民の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為

（2）「公の意思の形成への参画」とは

地方公共団体の活動について、その企画、立案、決定等に関与すること。

（主として決裁権を有する課長級以上の職員が行うものが該当）

## 9 その他

静岡市立清水病院は、今後、地方独立行政法人へ移行する可能性があります。

## 10 問合せ及び送付先

〒424-8636

静岡市清水区宮加三1231番地 静岡市立清水病院 病院総務課 人事・給与係

(TEL 054-336-1111)

# 選考会場案内（清水病院）

**会場：** 静岡市立清水病院 静岡市清水区宮加三 1 2 3 1 （☎054-336-1111）

**交通：** JR清水駅より約5.5km タクシー20分・バス30分（静岡市立清水病院 下車）  
 静岡鉄道新清水駅より約4.5km タクシー15分・バス25分（静岡市立清水病院 下車）

